

十和田フィルハーモニー管弦楽団 規約

(名称)

第1条 本団は、十和田フィルハーモニー管弦楽団という。

(目的)

第2条 本団は、音楽活動を通して、団員相互の技能の向上と親睦を図るとともに、地域の音楽文化に貢献することを目的とする。

(事務局)

第3条 本団の事務局は、団長の指定するところにおく。

(事業)

第4条 本団は、次の事業を行う。

1. 定期演奏会
2. その他、本団の目的達成のため必要と認める活動。

(団員)

第5条 本団の目的に賛同し、規定の入団申込書を提出し、団費を納入することによって、団員となることができる。

第2項 団員は団長に届け出ることによって休団する事ができる。通常の活動に復帰する場合も団長への届け出を要する。

第3項 団員が退団する場合には、団長に規定の退団届けを提出する。

(役員)

第6条 本団に次の役員をおく。

- | | |
|--------------|-----|
| 1. 団長 | 1名 |
| 2. 指揮者 | 若干名 |
| 3. コンサートマスター | 若干名 |
| 4. パートリーダー | 若干名 |
| 5. 実行委員 | 若干名 |
| 6. 監事 | 2名 |

第2項 必要に応じて名誉団長及び顧問を若干名おくことができる。

(任務)

第7条 役員は次の任務を行う。

1. 団長は、本団を代表し運営を総括する。
2. 団長に事故あるとき又は団長が欠けたときは、あらかじめ団長が指名する団員がその職務を代理する。
3. 指揮者は、本団の演奏活動を指揮・監督する。
4. コンサートマスターは、指揮者に協力し団員の演奏向上に努める。
5. パートリーダーは、指揮者に協力し団員の演奏向上に努める。
6. 実行委員は、第4条の事業を、中心となって運営する。
7. 監事は、本団の事業及び財産の状況を監査する。

(選任)

第8条 役員は総会で選出する。

(任期)

第9条 役員は任期は1年とする。但し再任は妨げない。

(会議)

第10条 本団に次の会議をおく。

1. 総会
2. 臨時総会
3. 役員会

(総会)

第11条 総会は毎年1回とし、次の事項を審議並びに議決する。

1. 事業報告及び収支決算の承認に関する事。
2. 事業計画及び収支決算の承認に関する事。
3. 役員を選出に関する事。
4. 規約の制定または改正に関する事。
5. その他必要な事項。

(臨時総会)

第12条 団長は、役員会で必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第13条 役員会は、団長が必要に応じて召集し、団の活動に関わる案件を審議する。

(決議)

第14条 総会並びに臨時総会の決議は、出席団員の過半数の賛成をもって成立する。

(専門委員会)

第15条 本団には、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(会計)

第16条 本団は、団費・演奏会収入・委託料・寄付金などによって運営される。

(団費)

第17条 団費は、一般 年10000円・高校生以下 年3000円とする。

(事業年度)

第18条 本団の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

付則

この規約は、1990年10月26日から実施する。

1992年6月13日 一部改正

1993年7月 6日 一部改正

1994年7月15日 一部改正

1997年7月 8日 一部改正

1999年8月 7日 一部改正

2000年7月18日 一部改正

2001年7月17日 一部改正

2002年7月16日 一部改正

2003年7月 8日 一部改正

2005年7月23日 一部改正